

✚ 貨物概要

下記製法により製造した冷凍餃子

- 製 法：①内容物となる原料（いか、えび、にら、たけのこ、えんどう豆、しょうが）を細かく切り、調味料を混合する。
②小麦粉、水、調味料を混合し、餃子の皮を作る。
③①の内容物を②の皮で包み成形し、蒸したのち冷凍する。

成分割合：（内容物）いか 18%、えび 16%、にら 10%、たけのこ 8%、えんどう豆 6%、しょうが 6%、調味料 6%（砂糖を含まない。）

（包 皮）小麦粉 20.3%、水 9%、調味料 0.7%

重 量：1 個 16 g

✚ 分類

関税率表第 1902.20 号－2－(2)（統計番号 1902.20-220）の詰物をしたパスタ

✚ 分類理由

いか、えびの含有量が全重量の 20%を超えている物品は、第 16 類注 2 前段の規定により第 16 類に分類されますが、同注後段の規定により第 19.02 項の詰め物をした物品については、適用しないと規定されており、第 19 類注 1 においても同様に規定されています。

関税率表解説第 19.02 項には、詰め物をしたパスタには、完全に封じたもの（例えば、ラビオリ）があるとされています。

これらのことから、小麦粉を原料として作った未発酵の餃子の皮で、いか、えび等の内容物（詰物）を包んだ冷凍餃子は第 19.02 項のパスタに該当し、その成分割合から上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）